

関原発第298号
2019年10月10日

経済産業大臣
菅原 一秀 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

平成29年12月15日付け関原発第344号で申請（平成31年2月6日付け
関原発第519号で申請書の記載内容変更）しました美浜発電所第3号機原子力発
電工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、
原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書
美浜発電所第3号機
使用前検査申請書番号
関原発第344号（平成29年12月15日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号
関原発第519号（平成31年2月6日）

2. 変更内容及び理由
2. 1 使用前検査申請書
(変更前)

平成31年2月6日付け関原発第519号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自平成30年1月15日 至平成32年6月
	(三号) 自平成32年5月 至平成32年7月
	(四号) 自平成32年7月 至平成32年8月
	(五号) 自平成30年1月17日 至平成32年9月
使用開始予定年月日	平成32年9月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	平成29年12月15日 平成30年3月16日 平成30年4月20日 平成30年6月25日 平成30年7月4日 平成30年12月5日 平成31年2月6日

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自2019年8月27日 至2020年6月
	(三号) 自2019年11月14日 至2020年7月
	(四号) 自2020年7月 至2020年8月
	(五号) 自2018年1月17日 至2020年9月
使用開始予定年月日	2020年9月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	平成29年12月15日 平成30年3月16日 平成30年4月20日 平成30年6月25日 平成30年7月4日 平成30年12月5日 平成31年2月6日 2019年5月16日 2019年6月28日 2019年7月25日 2019年9月2日

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査希望年月日」を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。また、改元に伴い、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を適正化する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

平成31年2月6日付け関原発第519号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	平成30年				平成32年						
	1月	2月	3月	4月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
美浜発電所第三号機 重大事故等に対処するために必要な設備の工事					工事期間						
										定格出力運転 ▼	
					△ 使用前検査 (一号)						
								▲ 使用前検査 (三号)			
										▲ 使用前検査 (四号)	
							◆ 使用前検査 (五号)				

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

